

港湾の施設の 維持管理計画策定ガイドライン (案)

【目次構成】

第1部 総論 目次(案)

1章 総則

- 1.1 適用範囲
- 1.2 用語の定義

2章 維持管理計画の概要

- 2.1 維持管理計画の役割と意義
- 2.2 維持管理計画の策定者
- 2.3 維持管理計画に定める事項
- 2.4 維持管理計画策定の手順等
- 2.5 維持管理計画策定上の分類
- 2.6 維持管理計画の構成
- 2.7 維持管理計画に準じることができる基準等
- 2.8 維持管理計画の変更
- 2.9 維持管理計画の記録・保存
- 2.10 教育・研修
- 2.11 維持管理に関する新技術の活用

3章 維持管理計画書の内容

- 3.1 維持管理計画書の作成の基本
- 3.2 維持管理計画書の構成
- 3.3 維持管理計画書の概要
 - 3.3.1 総論
 - 3.3.2 点検診断計画
 - 3.3.3 総合評価
 - 3.3.4 維持補修計画
 - 3.3.5 参考資料
- 3.4 維持管理計画書の内容
 - 3.4.1 水域施設
 - 3.4.2 外郭施設
 - 3.4.3 係留施設
 - 3.4.4 臨港交通施設
 - 3.4.5 その他の施設
- 3.5 複数の施設を取りまとめる維持管理計画

第2部 作成事例

<代表10事例>

- 係留施設(直杭式横棧橋、矢板式係船岸、ケーソン式係船岸)
- 外郭施設(ケーソン式防波堤、矢板式護岸)
- 臨港交通施設(橋梁(PC箱桁橋)、沈埋トンネル)
- 水域施設(航路及び泊地)
- 緑地及び広場(緑地)
- 複数の施設を取りまとめる維持管理計画書

略称の説明

- 「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」(平成25年11月29日改正(以下、「基準省令」という。))
- 「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」(平成26年3月28日改正)(以下、「維持告示」という。))
- 「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き(増補改訂版)」(平成20年12月改定)(以下、「手引き」という)
- 「港湾の施設の点検診断ガイドライン」(平成26年7月)(以下、「点検診断ガイドライン」という)
- 「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(案)」(以下、「本ガイドライン」という)

【第1章 総則】

凡 例	 : 本文の口囲み内容
-----	---

目次(案)	主な内容	備考
1章 総則		
1.1 適用範囲	<p style="background-color: yellow;">港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン(以下、本ガイドラインという。)は、技術基準対象施設を適切に維持するために必要となる維持管理計画の策定に適用し、維持管理計画書を作成するための考え方を示すものである。</p> <p>【解説の主な内容】 本ガイドラインは、技術基準対象施設を適切に維持するために定める事項を維持管理計画として策定する際の参考とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの全体構成 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 総論 維持管理計画の基本的な考え方を示す。 第2部 作成事例 施設の種類や構造形式ごとの維持管理計画書の作成事例及び留意点等を示す。 既存施設を対象とする。 施設の種類:代表10事例 ・維持管理計画の策定範囲 ・根拠法令等 	
1.2 用語の定義	本ガイドラインで使用する用語の定義	

【第2章 維持管理計画の概要】

目次(案)	主な内容	備考
2章 維持管理計画の概要		
2.1 維持管理計画の 役割と意義	<p>技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画(点検に関する事項を含む)に基づき適切に維持されるものとする。</p> <p>【解説の主な内容】 ○維持管理計画の役割と意義 港湾の施設は、一般的に厳しい自然状況の下に置かれることから、供用期間中に性能の低下が生じることが懸念されるため、施設が供用期間中に要求性能を満たさなくなる状態に至らないように、計画的かつ適切に維持される必要がある。 維持管理をより効率的かつ的確に実施するためには、基本的な手順に沿って維持を行うよう、維持管理計画を定める必要がある。 ○維持管理計画と関連する計画の関係 維持管理計画は、関連する計画を踏まえて適切に策定することが重要である。維持管理計画と関連する計画としては、港湾計画、予防保全計画、地域防災計画等がある。</p>	港湾法、基準省令第4条1項
2.2 維持管理計画の 策定者	<p>(1) 技術基準対象施設の維持管理計画は、施設の設置者が定めることを標準とする。 (2) 維持管理計画を定めるにあたっては、施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、施設全体の維持に係る総合的な評価、維持工事等その他維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴くことを標準とする。ただし、維持管理計画を定める者が専門的知識及び技術又は技能を有する場合は、この限りでない。</p> <p>【解説の主な内容】 効率的かつ効果的な維持管理を行うためには、設計時点において、点検や補修の実施の確実性を十分考慮し、設置する施設の点検、補修をどのように行うのかを対象とする全ての部材に対して検討する必要があり、設計を行う施設の設置者が維持管理計画を策定することが、最も合理的である。</p>	維持告示第2条第1項、5項
2.3 維持管理計画に 定める事項	<p>(1) 維持管理計画は、施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、方法及び対象とする部材等について定めるものとする。 (2) 維持管理計画は、次の事項について定めることを標準とする。 ①施設の供用期間並びに施設全体及び施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ②施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ③施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理</p>	維持告示第2条第2項、第3項

【第2章 維持管理計画の概要】

目次(案)	主な内容	備考
<p>2.5 維持管理計画策定上の分類</p>	<p>維持管理計画は、施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに施設の重要度等を勘案して策定するものとする。</p> <p>【解説の主な内容】 維持管理計画を策定するにあたっては、次の事項を勘案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境条件、変状の進行状況、利用状況、将来計画等の施設が置かれる諸条件 ・施設の設計供用期間 ・施設の構造形式や施設を構成する部材の構造特性 ・使用材料の種類や品質等の材料特性 ・施設の多くが厳しい自然環境下にあることから、効率的に維持管理するための点検診断の内容や頻度並びに維持工事等の難易度や制約条件 ・施設の設置目的や機能、要求性能等を踏まえた重要度 <p>施設の重要度等を勘案するにあたり、点検診断の頻度に応じた分類である通常点検診断施設または重点点検診断施設を一つの目安にすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常点検診断施設と重点点検診断施設 設定の考え方や通常点検診断施設と重点点検診断施設を変更する場合の例示を示す。 ○維持管理計画書の作成単位 維持告示の規定に沿って施設ごとに作成する。しかし、施設の重要度等に応じて、複数の施設を取りまとめた方が維持管理の合理化や効率化を図ることができる場合は、必要に応じて複数の施設を取りまとめてもよい。 ○複数の施設を取りまとめる場合の括り方の着目点 複数の施設を取りまとめて維持管理計画を策定するにあたって、施設の括り方の着目点や取りまとめる際の配慮事項を示す。 	<p>維持告示第4条第1項及び第2項</p>

【第2章 維持管理計画の概要】

目次(案)	主な内容	備考
2. 6 維持管理計画の構成	<p>維持管理計画は、維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件を取りまとめた総論、点検診断計画、総合評価、維持補修計画等から構成することを標準とする。</p> <p>【解説の主な内容】 維持管理計画書の標準的な構成及び内容を示す。</p>	
2. 7 維持管理計画に準じることができる基準等	<p>技術基準対象施設は、維持管理計画に基づき適切に維持されることを標準とするが、これに準じるその他の適切な方法により維持されるものでもよい。</p> <p>【解説の主な内容】 維持管理計画に準じる基準等と、参考にすることができる資料等を示す。</p>	
2. 8 維持管理計画の変更	<p>点検診断の結果を受けて総合評価及び維持工事等を実施、あるいは施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画を変更することを標準とする。</p>	維持告示第2条第6項、7項
2. 9 維持管理計画の記録・保存	<p>(1) 維持管理計画は、適切な方法により記録・保存するものとする。 (2) 維持管理計画の記録は、原則として当該施設を供用している期間保存するものとする。</p>	基準省令第4条第4項
2. 10 教育・研修	<p>技術基準対象施設の設置者及び港湾管理者等は、教育及び研修により、維持管理に関する技術力の維持・向上を図ることとする。</p>	
2. 11 維持管理に関する新技術の活用	<p>維持管理に係る点検診断、維持工事等においては、精度向上や効率性、安全性を重視し、新技術を積極的に活用することが望ましい。</p>	

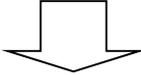
【第3章 維持管理計画書の内容】

目次(案)	主な内容	備考										
3章 維持管理計画書の内容												
3.1 維持管理計画書の作成の基本	<p>(維持管理計画書の作成)</p> <p>(1) 維持管理計画書においては、供用期間並びに維持管理についての基本的な考え方、点検診断計画、総合評価、維持補修計画等について必要な事項を定めることを標準とする。</p> <p>(2) 維持管理計画書は、施設の種類、構造形式、重要度等を勘案し、付随する施設の点検診断、維持工事等の時期を考慮して、実行可能な維持管理が実施できるよう適切に作成することとする。</p> <p>(3) 維持管理計画書は、施設の設置者が定めることを標準とする。</p> <p>(4) 維持管理計画書を作成するにあたっては、専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴くことを標準とする。</p> <p>(5) 総合評価及び維持工事等の実施あるいは施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画書を変更することを標準とする。</p>											
3.2 維持管理計画書の構成	維持管理計画書は、維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件等を取りまとめた総論、点検診断の時期や方法及び対象とする部材等を定めた点検診断計画、点検診断の結果等に基づく総合評価、維持工事等の時期及び方法を定めた維持補修計画から構成することを標準とする。											
3.3 維持管理計画書の概要	3.3.1総論、3.3.2 点検診断計画、3.3.3 総合評価、3.3.4 維持補修計画の各章について、施設に共通する解説を示す。(施設別の内容は、次章3.4以降)											
3.3.1 総論	<p>総論は、維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件等を示すものとする。</p> <table border="0" data-bbox="660 970 1541 1134"> <tr> <td>1)維持管理計画策定上の分類</td> <td>6)付随する施設との関係性</td> </tr> <tr> <td>2)維持管理の基本的な考え方</td> <td>7)維持管理レベル</td> </tr> <tr> <td>3)計画の目標(供用期間等)</td> <td>8)座標系及び位置座標の設定</td> </tr> <tr> <td>4)施設に関連する計画</td> <td>9)初回点検診断結果</td> </tr> <tr> <td>5)維持管理上の諸条件等</td> <td>10)その他の配慮事項</td> </tr> </table>	1)維持管理計画策定上の分類	6)付随する施設との関係性	2)維持管理の基本的な考え方	7)維持管理レベル	3)計画の目標(供用期間等)	8)座標系及び位置座標の設定	4)施設に関連する計画	9)初回点検診断結果	5)維持管理上の諸条件等	10)その他の配慮事項	
1)維持管理計画策定上の分類	6)付随する施設との関係性											
2)維持管理の基本的な考え方	7)維持管理レベル											
3)計画の目標(供用期間等)	8)座標系及び位置座標の設定											
4)施設に関連する計画	9)初回点検診断結果											
5)維持管理上の諸条件等	10)その他の配慮事項											
3.3.2 点検診断計画	<p>点検診断計画は、点検診断の時期、方法及び対象とする部材等を定めるものとする。</p> <p>施設の構造形式や諸条件に応じた点検診断の項目及び方法、判定基準等は 点検診断ガイドライン を適用するものとする。</p>											

【第3章 維持管理計画書の内容】

目次(案)	主な内容	備考
<p>3.3.3 総合評価</p>	<p>(1) 総合評価は、点検診断結果で得られた施設の変状に対する工学的知見・判断に基づく評価及び計画的かつ適切な維持工事等に向けた現場的・行政的判断に基づく評価を示すことを標準とする。</p> <p>(2) 総合評価の結果を踏まえて、施設の維持管理に関する方針を定めることを標準とする。</p> <p>1) 工学的知見・判断に基づく評価 各部材の点検診断結果を整理し、施設全体としてどのような損傷、劣化等の変状が発生・進展しているのかを整理する。工学的知見・判断に基づく維持工事等の緊急性は、施設の性能低下度を一つの目安としてよい。さらに、維持管理レベルに応じた維持管理の方針を考慮し、部材の劣化度及び点検診断の項目ごとの性能低下度の評価結果や詳細定期点検診断の結果等に基づいて評価する。</p> <p>2) 現場的・行政的判断に基づく評価 対応すべき維持工事等の実施にあたっての問題点を整理し、経済性、財政面、利用面、施設の重要度、将来計画等から見た評価、対策が困難な場合の措置(代替案等)についての評価を行う。</p> <p>3) 施設の維持管理に関する方針 ① 対策の必要性の判断 ② 施設の維持管理に関する方針</p> <p>4) 維持工事等による維持管理計画の変更</p>	
<p>3.3.4 維持補修計画</p>	<p>維持補修計画は、施設の安全性、重要性、補修の難易度や実現性、効果の持続性、補修に係わる費用等を考慮して、補修の時期や方法等を定めることを標準とする。</p> <p>【解説の主な内容】</p> <p>1) 維持補修計画の概要 ① 維持補修計画の基本的な考え方 ② 維持工事等の実施に至るまでの検討の流れと維持補修計画の位置付け</p> <p>2) 補修時期の設定 補修の実施時期は、変状の進行及び総合評価の結果、残りの供用期間、経済性、施設の利用状況、現場の制約条件等を勘案して適切に設定する。</p> <p>3) 補修の考え方及び工法選定</p> <p>4) 補修に係わる費用</p> <p>5) 施工条件等</p>	

【第3章 維持管理計画書の内容】

目次(案)	主な内容	備考
3.4 維持管理計画書の内容		
 <p>3.4章は施設別に示す構成とする</p> <p>3.4.0 〇〇施設</p>	(1)適用範囲	
	本項は、〇〇施設の維持管理計画書の作成に適用する。	
	(2)維持管理計画の目的	
	〇〇施設の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。	
	(3)総論	
	総論は、維持管理計画を策定するにあたっての維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件等を示すものとする。	
	(4)点検診断計画	
	点検診断計画は、点検診断の時期、方法及び対象とする部材等を定めるものとする。	
(5)総合評価		
(1)総合評価は、点検診断結果で得られた施設の変状に対する工学的知見・判断に基づく評価及び計画的かつ適切な維持工事等に向けた現場的・行政的判断に基づく評価を行うことを標準とする。		
(2)総合評価の結果を踏まえて、施設の維持管理に関する方針を定めることを標準とする。		
【解説の主な内容】		
1) 工学的知見・判断に基づく評価		
2) 現場的・行政的判断に基づく評価		
3) 施設の維持管理に関する方針		
(6)維持補修計画		
維持補修計画は、施設の安全性、重要性、補修の難易度や実現性、効果の持続性、補修に係わる費用等を考慮して、補修の時期や方法等を定めるものとする		
(7)参考資料		
(8)その他の〇〇施設の維持管理計画		
その他の〇〇施設の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。	その他の〇〇施設は、外郭施設、係留施設、臨港交通施設を対象。	

【第3章 維持管理計画書の内容】

目次(案)	主な内容	備考
3.4.5 その他施設	(1) 適用範囲	
	<p>本項は、荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場の維持管理計画書の作成に適用する。</p> <p>荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設、廃棄物埋立護岸は港湾施設について、基準省令に規定される要求性能を適切に維持することを目的に、維持管理計画書を作成する上での考え方を取りまとめた。</p>	
	(2) 維持管理計画の目的	
	<p>荷さばき施設、保管施設、船舶役務用施設、旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>	
	(3) 荷さばき施設	
	<p>荷さばき施設の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>	
	(4) 保管施設	
	<p>保管施設の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>	
	(5) 船舶役務用施設	
<p>船舶役務用施設の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>		
(6) 廃棄物埋立護岸		
<p>廃棄物埋立護岸の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>		
(7) 海浜		
<p>海浜の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>		
(8) 緑地及び広場		
<p>緑地及び広場の維持管理計画は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、適切に定めるものとする。</p>		

【第3章 維持管理計画書の内容】

目次(案)	主な内容	備考
<p>3.5 複数の施設を取りまとめる維持管理計画</p>	<p>(1) 適用範囲 本項は、複数の施設を取りまとめて維持管理計画書を作成する方法についての考え方を示すものである。</p>	
	<p>【解説の主な内容】 複数の施設を取りまとめて計画的な維持管理を行う方が効率的かつ合理的であると判断される場合は、施設の括り方の着目点を勘案し、適切な単位で複数の施設を取りまとめてよい。</p>	
	<p>(2) 複数の施設を取りまとめる維持管理計画書の構成 複数の施設を取りまとめて維持管理計画書を作成するにあたっては、次の事項について定めることを標準とする。 ①維持管理計画は、施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、方法及び対象とする部材等 ②施設の供用期間並びに施設全体及び施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 ③施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等 ④施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理</p>	
	<p>【解説の主な内容】 維持管理計画に定める事項は、維持告示の規定によるものとする。 複数の施設を取りまとめる維持管理計画書の構成と資料の関係を示す。</p>	
	<p>(3) 総論 維持管理計画を策定するにあたっての維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件等を示すものとする。</p>	
	<p>【解説の主な内容】 施設の維持管理を行う上で必要または有用な情報について、施設の種類や構造形式に応じて選定し、複数の施設を取りまとめて、一覧表として示すことができる。</p>	

【第3章 維持管理計画書の内容】

目次(案)	主な内容	備考
3.5 複数の施設を取りまとめる維持管理計画	(4) 点検診断計画 点検診断計画は、点検診断の時期、方法及び対象とする部材等を定めるものとする。 点検診断計画は、第1部 3.3.2 点検診断計画を参照すること。 複数の施設を取りまとめて維持管理計画書を作成する際は、対象施設の点検診断の種類及び実施時期について、複数の施設を取りまとめて、一覧表として示すことができる。	
	(5) 総合評価 (1) 総合評価は、点検診断結果で得られた施設の変状に対する工学的知見・判断に基づく評価及び計画的かつ適切な維持工事等に向けた現場的・行政的判断に基づく評価を行うことを標準とする。 (2) 総合評価の結果を踏まえて、施設の維持管理に関する方針を定めることを標準とする。 【解説の主な内容】 総合評価は、第1部 3.3.3 総合評価を参照すること。 複数の施設を取りまとめて維持管理計画書を作成する際は、対象施設の総合評価について、複数の施設を取りまとめて、一覧表として示すことができる。	
	(6) 維持補修計画 維持補修計画は、施設の安全性、重要性、補修の難易度や実現性、効果の持続性、補修に係わる費用等を考慮して、補修の時期や方法等を定めるものとする。 【解説の主な内容】 維持補修計画は、第1部 3.3.4 維持補修計画を参照すること。 複数の施設を取りまとめて維持管理計画書を策定する際は、対象施設の補修の方法及び実施時期について、複数の施設を取りまとめて、一覧表として示すことができる。	
	(7) 資料及び参考資料 施設ごとに示す資料または複数の施設を取りまとめて一覧表に示す資料を添付する。	

港湾法【平成25年6月5日公布、平成25年12月1日施行】

（港湾の施設に関する技術上の基準）

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通大臣が定める方法により行わなければならない。

3～5（略）

港湾法施行令【昭和26年1月19日政令第4号】

（港湾の施設）

第十九条 法第五十六条の二の二第一項の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。

- 一 水域施設
- 二 外郭施設（海岸管理者が設置する海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設及び河川管理者が設置する河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設を除く。）
- 三 係留施設
- 四 臨港交通施設
- 五 荷さばき施設
- 六 保管施設
- 七 船舶役務用施設
- 八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設
- 九 廃棄物埋立護岸
- 十 海浜（海岸管理者が設置する海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を除く。）
- 十一 緑地及び広場

港湾法施行規則

(令第十九条 及び第二十条 の国土交通省令で定める港湾の施設)

第二十八条 令第十九条 及び第二十条 の国土交通省令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設(令第二十条 の国土交通省令で定める港湾の施設にあつては、第七号を除く。)とする。

- 一 ろかいのみをもつて運転する船舶を専ら係留するための係留施設
- 二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第五項に規定する都市計画施設をいう。)である公園で国が設置するものに設けられる施設として地方公共団体又は国が建設し、又は改良する係留施設
- 三 漁業を行うために必要な施設(港湾管理者が建設し、又は改良する港湾施設を除く。)
- 四 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事及びその砂防工事にあわせて施行される工事として国土交通大臣又は都道府県知事が建設し、又は改良する港湾の施設
- 五 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事及び同法第十七条第一項の規定によるその工事にあわせて施行される工事として海岸管理者が建設し、又は改良する港湾の施設
- 六 河川法第八条に規定する河川工事及び同法第十九条の規定によるその河川工事にあわせて施行される工事として河川管理者が建設し、又は改良する港湾の施設
- 七 当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設(港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。)として定められておらず、かつ、当該港湾に関し定められている災害対策基本法第四十条の都道府県地域防災計画又は同法第四十二条の市町村地域防災計画において定められていない緑地及び広場

港湾の施設の技術上の基準を定める省令【平成25年11月29日公布、12月1日施行】

(技術基準対象施設の維持)

第四条

- 1 技術基準対象施設は、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等(点検に関する事項を含む。)に基づき、適切に維持されるものとする。
- 2 技術基準対象施設の維持に当たっては、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件、構造特性、材料特性等を勘案するものとする。
- 3 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての定期及び臨時の点検及び診断並びにその結果に基づく当該施設全体の維持に係る総合的な評価を適切に行った上で、必要な維持工事等を適切に行うものとする。
- 4 技術基準対象施設の維持に当たっては、前項の結果その他の当該施設の適切な維持に必要な事項の記録及び保存を適切に行うものとする。
- 5 技術基準対象施設の維持に当たっては、当該施設及び当該施設周辺の施設を安全に利用できるよう、運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策を適切に行うものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項は、告示で定める。

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示(維持告示)【国土交通省告示第364号】【平成26年3月28日公布・施行】 (維持管理計画等)

第二条

- 1 技術基準対象施設の維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることを標準とする。
- 2 維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるものとする。
- 3 維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。
 - 一 当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方
 - 二 当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等
 - 三 前三号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理
- 4 維持管理計画等を定めるに当たっては、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等について、勘案するものとする。
- 5 維持管理計画等を定めるに当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価、維持工事等その他維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の意見を聴くことを標準とする。ただし、当該維持管理計画等を定める者が当該専門的知識及び技術又は技能を有する場合は、この限りでない。
- 6 当該施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更することを標準とする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、維持管理計画等の変更について準用する。(維持管理計画等に定める事項の実施)

第三条 維持管理計画等に定める事項を実施するに当たっては、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、当該施設全体の維持に係る総合的な評価及び維持工事その他の維持管理に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

(技術基準対象施設の点検診断)

- 第四条 技術基準対象施設の点検診断は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。
- 2 技術基準対象施設の定期的な点検診断は、五年(当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあつては、三年)以内ごとに行うものとする。
 - 3 前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。
 - 4 技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。

（危険防止に関する対策）

第五条 技術基準対象施設の設置者は、省令第四条第五項に規定する運用方法の明確化その他の危険防止に関する対策として、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、次の各号に掲げる対策を行うことを標準とする。

- 一 当該施設の運用前及び運用後における点検又は検査並びに当該措置の実施について責任を有する者の明確化
 - 二 荒天時において当該施設を安全な状態に維持するために必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化
 - 三 運用時において、当該施設の移動を伴うものについては、当該施設の風による逸走防止に必要な措置及び当該措置の実施について責任を有する者の明確化
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該施設を安全な状態に維持するために必要な運用規程の整備又は当該施設の管理者等により整備された運用規程の確認
- 2 前項各号に掲げる対策は、相互に関連性をもって一体的に運用される技術基準対象施設及び当該施設周辺の施設の安全確保に関する専門的知識及び技術又は技能を有する者の下で行うことを標準とする。

（管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理）

第六条 国土交通大臣が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律により港湾管理者に管理を委託する技術基準対象施設の維持管理については、港湾管理者は、当該施設について国土交通大臣が定めた維持管理計画に基づき、当該施設の適切な維持管理を行うことを標準とする。

- 2 国土交通大臣より技術基準対象施設の管理の委託を受けようとする港湾管理者は、適切な維持管理を行うために必要と認めるときは、国土交通大臣に対して当該維持管理計画の変更を求めることができるものとする。
- 3 国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。
- 4 第二項の規定は、国土交通大臣より技術基準対象施設の管理の委託を受けている港湾管理者について準用する。
- 5 国土交通大臣は、技術基準対象施設の管理の委託に係る契約書（港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十七条の二に規定する契約書をいう。）に、第一項に規定する内容を定めることを標準とする。

（供用を停止した技術基準対象施設）

第七条 供用を停止した技術基準対象施設は、港湾の開発、利用又は保全に支障を与えないよう、必要に応じて、当該施設の撤去又は適切な維持、当該施設周辺の安全確保その他の適切な措置が講じられるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に国土交通大臣が港湾管理者に管理を委託している技術基準対象施設については、国土交通大臣が維持管理計画を定めるまでの間は、第五条の規定は適用しない。

附 則〔平成二六年三月二八日国土交通省告示第三九四号〕

この告示は、公布の日から施行する。